

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に関する意見書

国において、「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」(以下「新システム」)が提示された。その内容は「幼保一体化」と称して、直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度改革をモデルにした保育制度改革を行い、保育所・幼稚園・認定子ども園を一本化することによって福祉としての保育制度を根本から変えるものとなっている。

また、財政を子ども・子育て包括交付金として市町村に交付し、地域の裁量によって事業や給付をはかるとし、市町村の財政等によって保育・子育て事業の水準に格差が生じることも懸念される。

また、多様な運営主体の参入を促進し、就学前の子ども達の保育・教育、子育て支援を儲けの対象にし、保育・子育てを産業化する方向を打ち出すものである。

「新システム」が実施されると、保育や教育・子育て支援の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育・教育のレベルにも格差が生じることになりかねない。しかもそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所の制度を一体化することを、十分な議論も保障もせず結論を出すことは、社会に混乱をひきおこすものである。

この間、都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地では保育の場の確保が困難になっている。いま必要なことは、保育や教育、子育て支援を儲けの対象にする産業化でなく、国や地方自治体の公的責任で全国どの地域においても子どもたちが健やかに育つことを保障することである。とりわけ子どもをめぐる厳しい状況が続く中、保護者も含めての丁寧な時間をかけたケアが求められ、それらは決して経済効率や儲け優先と両立するものではない。

保育や教育の質、客観的条件をナショナルミニマムとして確保し、国会において2006年以来、4年連続して採択されている「現行保育制度にもとづく保育施策の拡充を求める請願」をふまえて、請願内容の具体化をはじめ、子どもの権利条約を前提にした施策の前進が必要である。

よって、国及び政府に対し、「子ども・子育て新システム要綱(案)」に関して下記の事項について強く要望する。

記

- 1、「子ども・子育て新システム要綱(案)」の見直しを行うこと。
- 2、地方自治体が、待機児童解消のために保育所を整備できるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。

- 3、幼保一体化を含む保育制度改革にあたっては、拙速な結論は避け、慎重に審議し、保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式は導入しないこと。
- 4、保育水準低下につながる国の保育所最低基準は廃止・引き下げを行わず、抜本的に改善すること。
- 5、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 6、子育てに関わる保護者負担を軽減し、仕事と子育ての両立が図られるよう、社会的環境整備を図ること。
- 7、保育や子育て、子育て支援に関し一括交付金化は行わないこと。また民間保育所運営費の一般財源化についても行わず、公立保育所運営費・施設整備費を国庫補助負担金に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

泉南市議会